赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 (第015号) 下関市長府金屋町4-21 電話45-5034 FAX45-7166

## 使用人兼務取締役は不遇?(その2)

前号(第7号)では、使用人兼務取締役の法律上の2面性について概説しました。今回は各種保険の 適用について概説します。取締役の区分を平取締役、役付取締役、代表取締役と**3つの区分に分けてそれぞれを比較**してみましょう。(この区分は、法律上明確な線引きは存在しません。)

- \* 平取締役・・・・業務執行権、代表権を持たない取締役。所謂、使用人兼務取締役もここに含まれる。
- \*役付取締役・・基本的に業務執行権を持つ取締役。常務取締役、専務取締役などが該当する。
- \*代表取締役・・代表権、業務執行権を併せ持つ取締役。代表取締役社長などがこれに該当する。

	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金
平取締役	Δ	Δ	0	0
役付取締役	×	×	0	0
代表取締役	×	×	0	0



上記の表から社会保険(健康保険、厚生年金)に関しては、別段留意 する必要はないと考えられます。ただし、非常勤取締役については原則

として非適用となります。一方、労働保険(労災保険、雇用保険)に関しては、役付取締役、代表取締役は非適用となります。少なくとも、<u>業務執行権をもつ取締役は労働保険の対象とならないと認識</u>するほうが現実的な対応が取れることになります。使用人兼務取締役は全部適用、一部適用あるいは非適用と置かれた状況によって様々です。ある意味不安定な身分かもしれません。特に労働者からの内部昇格者として取締役になられた方は、各種保険について労働者のままの取り扱いを継続しているケースを散見します。いざ業務災害が起こったとき、あるいは退職して失業保険を申請したときに、「労働者性が認められない」として労災申請あるいは受給申請が行政側で却下されることもあります。異議を申し立ても場合は、不服申し立て・訴訟と手続きを踏む必要があるので、時間と費用がかかることになります。

## ●労務管理上の対策

①報酬(賃金、役員報酬)を分けて労働者性を確保する。②労災保険の特別加入制度、傷害保険等で不測の事態に備える。③業務執行権の有無を確認する。④不必要に取締役に昇格させない・・・

## 健康保険の被扶養者認定が実施されます

『健康保険の被扶養者認定』とは、現在保険加入者に扶養されている扶養家族(配偶者、子、父母等)が、扶養の認定条件を満たしているか否かを確認することをいいます。従来、3年に一度行われていた『健康保険の被扶養者認定』が今年度から毎年10月に行われることになりました。

また『健康保険の被扶養者認定』の対象者にならない者は次のとおりです。

- ・H17.4以後に被扶養者の認定を受けた者
- ・H17.4.1 において15歳未満の子供

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させて頂きます。よろしくお願いします。

FAX番号45-7166 **口不要 貴社名**